

公 告
(参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構北海道センター（以下「JICA 北海道」という。）が、2021年度に開始する予定の案件に関し、別紙のとおり、公募参加確認書の提出を招請します。

なお、本件公示に関する問い合わせは、JICA 北海道研修業務課（電話：011-866-8393、担当：砂崎）宛にお願い致します。

2021年4月26日

独立行政法人国際協力機構
（北海道センター）
契約担当役 所長 石丸 卓

2021 年度課題別研修「鉱物資源の持続的な開発のための能力強化研修」コース に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構北海道センター（以下、「JICA 北海道（札幌）」という。）は以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた鉱業分野の開発の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を到達するべく、鉱物資源開発及びそれに関連する環境対策に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、「一般財団法人 石炭フロンティア機構」（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。上記特定者は、本業務で求める鉱物資源分野全般及び資源利用にかかる探査、開発、選鉱、精錬、環境対策にかかる国内外の幅広い知見を有し、同業務の主要実施機関として想定する国内大学とのチャンネルを活かして大学連携による研修の実施が可能です。また、特定者はこれまでの鉱業分野の技術協力プロジェクトにおいて大学との共同実施実績があり、また研修事業等の業務経験から本研修が連携するJICA資源の絆プログラムへの講師派遣実績もあり、同プログラムに対する理解が深く、研修員受け入れ大学との関係性も強いことから、同研修が目指す資源の絆プログラムとの相乗効果が期待されます。また、特定者は鉱山会社、商社、機械メーカー等の産業界とのネットワークを有し、多様な講師の招聘や、数百社に及ぶ会員企業先の現場視察のアレンジが可能であることから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 業務内容

- (1) 業務名 : 2021 年度課題別研修「鉱物資源の持続的な開発のための能力強化研修」コース
- (2) 業務の目的 : 上記研修コースの実施及びその運営に必要な業務の遂行
- (3) 業務内容 : 研修委託業務概要（別添 A）のとおり
- (4) 履行期間 : 2021 年 8 月上旬から 2022 年 2 月下旬まで（予定）

2. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 公示日において、令和元・02・03年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。なお、全省庁統一資格保持者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。
- ② 一般契約事務取扱細則第4条第1項の規定に該当しない者。
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225条）の適用の申し立てを行い、再生計画又は再生計画が発効しない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規定」（平成20年10月1日規定（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。
 - ・資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - ・資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。
- ⑤ 以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、関心表明書兼業務指示書等配布依頼書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれの条項にも該当することはないことを条件とします。具体的には、関心表明書兼業務指示書等配布依頼書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、関心表明書兼業務指示書等配布依頼書を無効とします。

ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に定める禁止行為を行っている。

（２）その他の要件：

2021 年度案件については遠隔研修の実施に加え、来日が確実となった場合には 2021 年度に来日研修を実施する予定とする。今般契約は 2021 年度中に実施する遠隔研修分とし、来日研修については別途契約とする。詳細については、対象国及び日本国内の新型コロナウイルスの感染状況等を鑑み、JICA 担当者と協議の上最終決定する。

3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間 ※注 1	2021 年 4 月 26 日（月）午前 10 時から 同年 5 月 28 日（金）午後 5 時まで
	提出場所	JICA 北海道（札幌）研修業務課
	提出書類	参加意思確認書及び上記 2. 応募要件で 求められている実績等を証明する資料 （写し可）
	提出方法	持参または郵送（書留としてください）
(2) 審査結果の通知	通知日	2021 年 6 月 4 日（金）
	通知方法	当センターホームページへ掲載
(3) 応募要件無しの理由 請求	請求場所	JICA 北海道（札幌）研修業務課
	請求方法	持参または郵送（書留としてください）
	請求締切日	2021 年 6 月 28 日（月）
	回答予定日	2021 年 7 月 5 日（月）
	回答方法	郵送またはメール
(4) 提出場所・メールアドレス	〒003-0026 札幌市白石区本通 16 丁目南 4-25 JICA 北海道 研修業務課（担当：砂崎） 電話：011-866-8393 メール： Sunazaki.Kohji@jica.go.jp	

※注 1：提出期間

送付（配達記録の残るものに限る）する場合は提出期限必着。持参の場合は、正午から 14:00 までを除いた上記時間に、提出場所へ持参すること。

※注 2：提出書類について

A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 参加意思確認書（様式 1）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 令和元・2・3 年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3) 誓約書（様式 3）

B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 参加意思確認書（様式 2）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 登記簿謄本（写）
- 3) 財務諸表（直近 1 か年分）（写）
- 4) 納税証明書（その 3 の 3）（写）
- 5) 営業経歴書（過去 1 年間の事業実績を示す資料など）
- 6) 誓約書（様式 3）

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書及び添付書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たすものがない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争を行います。その場合の、日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体の結成：認めます。

以上

2021 年度課題別研修「鉱物資源の持続的な開発のための能力強化研修」コース 研修委託契約業務概要

1. 当該研修コースの概要

(1) 研修コース名

2021 年度課題別研修「鉱物資源の持続的な開発のための能力強化研修」コース

(2) 技術研修期間（予定）

2021 年 9 月～2021 年 12 月

なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により来日しての研修が困難となった場合には遠隔での技術研修の実施を想定する。来日が確定次第、2021 年度に当該研修員を対象に来日研修を実施することとする。

(3) 研修目的（案件目標）

研修員が資源利用に係る、開発、回収（選鉱）、廃棄物処理、リサイクル、環境保全・修復の各分野の基礎から最新技術を学び、循環型社会形成を目指した持続的な資源開発・有効利用が為される知識・能力を向上させる。将来、研修員が自国の持続的な資源開発・利用に寄与することを目標とする。また、資源の絆プログラムと連携し、相乗効果を図る。

(4) 研修の到達目標（単元目標）

- 1) 開発の基礎となる岩石・岩盤挙動について理解する。
- 2) 岩石・岩盤力学解析を考慮した採鉱技術への知見が得られる。
- 3) 選鉱・廃棄物リサイクリングの技術への知見が得られる。
- 4) 環境汚染メカニズム・環境保全・修復技術への知見が得られる。
- 5) 環境負荷を最低限に抑えた開発・回収・環境対応システムについて理解する。

(5) 研修内容

鉱物資源開発・有効利用に係る知識・技術領域として、基礎から応用の研修科目と実験室研究、フィールド実習から構成されるものとする。

- 1) 表層物質の岩石・鉱物・水の相互作用について学ぶ
- 2) 採掘に伴う岩盤安定性評価について学ぶ
- 3) 選鉱技術について学ぶ
- 4) 有用成分の回収技術について学ぶ
- 5) 廃棄物処理及びリサイクリング技術について学ぶ
- 6) 環境汚染メカニズムについて学ぶ
- 7) 環境保全・修復技術について学ぶ
- 8) 現場見学

なお、研修員が来日しての研修が困難となった場合には遠隔での技術研修の代替えを検討する。

(6) 研修員

- 1) 割当人数 : 6名
- 2) 研修対象国 : 6カ国
(フィリピン、ラオス、ミャンマー、モンゴル、ブータン、ナミビア)
- 3) 研修対象者 :
 - ① 政府機関およびそれに準ずる機関並びに大学で、鉱物資源開発・鉱山環境に係わる35歳以下の者。
 - ② 鉱物資源開発・鉱山環境分野で3年以上の職務経験(研究・教育を含む)がある技官・教官。
 - ③ 大学で鉱物資源開発・鉱山環境分野に関する学位を取得した者。
 - ④ 英語能力及びパソコン操作能力を有する者。
 - ⑤ 心身とも健康な者。

2. 委託業務の範囲及び内容

(1) 研修実施全般に関する業務

- 1) 日程・研修カリキュラムの作成・調整
- 2) 研修実施に必要な経費の見積り及び経費処理
- 3) 研修実施要領の確認(評価項目・評価基準の策定)
- 4) 研修員選考への助言
- 5) 当機構その他関係機関との連絡・調整
- 6) 研修監理員との調整・確認
- 7) コースオリエンテーションの実施
- 8) 研修の運営管理とモニタリング
- 9) 研修員の技術レベルの把握
- 10) 各種発表会の実施
- 11) 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- 12) 研修員からの技術的質問への回答
- 13) 評価会への出席、実施補佐
- 14) 開・閉講式への出席、実施補佐
- 15) 反省会への出席
- 16) 講義、見学の評価

(2) 講義(演習・実習)の実施に関する業務

- 1) 講師の選定・確保
- 2) 講師への講義依頼文書の発出

- 3) 講義室及び使用資機材の確認
 - 4) 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認(翻訳依頼、印刷、著作権処理を含む)
 - 5) 講義を録画する場合の必要な使用機材等の確認、または再委託に関する JICA との協議、手配業務
 - 6) 講義テキスト(動画)・資機材・参考資料の準備(使用言語への翻訳含む)・確認・アップロード
 - 7) 講師謝金の支払い
 - 8) 講師への旅費及び交通費の支払い
 - 9) 講師(又は所属先)への礼状の作成・送付
- (3) 見学(研修旅行)の実施に関する事項
- 1) 見学先の選定・確保と見学依頼文書又は同行依頼文書の作成・送付
 - 2) 見学先への引率
 - 3) 見学謝金等の支払い
 - 4) 見学先への礼状の作成と送付
- (4) 事後整理
- 1) 業務完了報告書作成(教材の著作権処理報告含む)、経費精算報告書作成
 - 2) 資源の絆プログラムとの連携にかかる当機構への提言
- (5) 留意事項
- 当機構は、本研修コース実施にあたって、英語の研修監理員を配置予定です。研修監理員は、講義、演習及び見学・研修旅行時の通訳を兼務します。
 - 研修員及び同行者(上限1名)の研修旅行は、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
 - 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性もあります。
 - 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドラインについては、以下 JICA HP を参照願います。
- https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以上

様式 1

2021 年 月 日

* 全省庁統一資格を有している場合 *

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構北海道センター
契約担当役所長 石丸 卓 殿

提出者 (法人番号)

(所在地)

(貴社名)

(代表者役職氏名)

2021 年度 課題別研修「鉱物資源の持続的な開発のための能力強化研修」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A 4 版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以上

* 全省庁統一資格を有していない場合 *

様式 2

2021 年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構北海道センター
契約担当役所長 石丸 卓 殿

提出者 (法人番号)

(所在地)

(貴社名)

(代表者役職氏名)

2021 年度 課題別研修「鉱物資源の持続的な開発のための能力強化研修」に係る参加意思確認公募において、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A 4 版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

3 付属書類

- ・ 登記簿謄本（写）
- ・ 財務諸表（直近 1 か年分）（写）
- ・ 納税証明書（その 3 の 3）
- ・ 営業経歴書（過去 1 年間の事業実績を示す資料など）

以上

提出日： 年 月 日

誓約書

独立行政法人 国際協力機構北海道センター
契約担当役 殿

2021 年度 課題別研修「鉱物資源の持続的な開発のための能力強化研修」の実施に係る競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住所

法人名

法人番号

役職名

代表者氏名

役職印

反社会的勢力の排除競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数 が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以上